

国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託 質問に対する回答

番号	質問	回答
1	様式7-2（本業務にあたっての基本的な考え方）について、選定基準の審査項目は、どの項目に充当されるのか。	事業の企画内容全般となります。
2	柱壁面の木質化について、赤枠の整備箇所内に記載されている柱2ヶ所が対象か。それとも窓口フロア内の柱壁面が対象か。	別紙に示す柱は対象となります。それ以外の柱も提案内容に含めていただくことは可能です。
3	2月から使用される行政キオスク端末の位置変更は可能か。可能であれば移動可能な範囲をおしえてもらいたい。	移動は想定していませんが、提案内容によって50cm程度の移動は対応可能な場合があります。
4	新しい窓口のイメージに合うよう、来庁者待機スペースの床を張り替えることは可能か。	本業務の目的に則した案を、提案内容に含めていただくことは可能です。
5	カウンター上部に設置されているビニールシートは、継続して設置予定か。	カウンター上で容易に書類の記入を行うことができる素地であれば、ビニールシートの設置を行わないこともあります。
6	執務スペース側のカウンター設置部分の床タイルカーペットの張替えは工事範囲に含むか。	執務スペース側の床は、工事範囲に含みません。
7	企画提案に関して、横レイアウトとする際には、資料内に含まれる様式7-1～4は見やすさに配慮し、横レイアウトに変更してもよいか。	横レイアウトも可とします。
8	企画提案に関して、様式7-4には事業者名の表記があるが、正・副本関わらず記載した方がよいか。	副本には記載しないでください。
9	募集要項P6(4)②「最大40ページ」、P8(2)ウ「提案書が両面40枚」の記載の意図として、片面1ページとして数え、両面印刷の紙としては20枚と考えればよいか。	両面印刷の場合は20枚まで、片面印刷の場合は40枚までとなります。
10	天井の照明器具は追加及び交換することは可能か。	照明については、森林環境譲与税の対象となりませんので不可とします。但し、照明のカバー等、本業務の目的に則した案を提案に含めていただくことは可能です。

国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託 質問に対する回答

番号	質問	回答
11	発券機などの機器端末の配置場所を変更することは可能か。	行政キオスク端末については3の回答をご参照ください。自動釣銭機については設置場所の変更は原則不可とします。発券機については変更することは可能です。
12	整備対象範囲に設置されている既存の什器のうち、再利用できるものは使用してもよいか。	仕様書5(1)にありますとおり入替をしていただきます。但し、入替後に既存の什器を再利用いただくことは可能です。
13	既存の総合案内カウンター（ミヤクミヤクの大きな切り絵が貼られているもの）～EV前のエリアも、改装の提案に含めることは可能か。	本業務の目的に則した案であれば、提案内容に含めていただくことは可能です。
14	職員と来庁者の間に設ける飛沫防止対策は、令和9年度以降も恒久的に継続する方針か。	現時点において、撤去する予定はありません。
15	職員と来庁者の間に設ける飛沫防止対策について、今日まで対策の見直しの機会は定期的に設けているか。	特に設けていません。
16	仕様書P3①期間にて「作業は、大正区役所の閉庁時間及び閉庁日など、通常の窓口業務に支障がない範囲で実施すること」と記載があるが、窓口業務は別区画へ移動せず、現状の配置のまま工事と並行して行う計画か。	お見込みのとおりです。
17	仕様書P3①期間にて「作業は、大正区役所の閉庁時間及び閉庁日など、通常の窓口業務に支障がない範囲で実施すること」と記載があるが、職員の執務エリアは現状と同じスペースを使用する計画か。	お見込みのとおりです。
18	仕様書P3①期間にて「作業は、大正区役所の閉庁時間及び閉庁日など、通常の窓口業務に支障がない範囲で実施すること」と記載があるが、工期間中において、受付カウンターの一部利用中止、待合席の移設、一時削減などの依頼・協議を行うことは可能か。	受付カウンターの一部利用中止はできませんが、その他の事項については、契約後に協議を行うことは可能です。 なお、現在お渡し口のカウンター上に設置しているレジは撤去し、お渡し口カウンター前に自動釣銭機を設置します。（別紙参照）

国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託 質問に対する回答

番号	質問	回答
19	仕様書P3④期間にて「作業は、大正区役所の閉庁時間及び閉庁日など、通常の窓口業務に支障がない範囲で実施すること」と記載があるが、工事期間中、資材置場等で工事作業専用に使ってよいスペースを設けることは可能か。	現時点ではスペースを設けることが可能か判断できませんので、契約後に協議させていただきます。
20	仕様書P3④期間にて「作業は、大正区役所の閉庁時間及び閉庁日など、通常の窓口業務に支障がない範囲で実施すること」と記載があるが、工事期間中の窓口業務に伴う仮設サインの工事は、工事対象外と考えてよろしいでしょうか。	質問の意図がわかりかねますが、本業務の目的に則さない工事は対象外となります。